

NIKKEI BUSINESS INNOVATION FORUM



日経ビジネスイノベーションフォーラム

相続税とは何か

～今から準備しておくべきこと～

変わる税制 増える課税対象者

2013年度税制改正で相続税の課税が強化されることになった。地価の高い都市部に持ち家がある人などを中心に課税対象者が増える見込みで、急速に関心が高まっている。そこで4月中旬、日経ビジネスイノベーションフォーラム「相続税とは何か——今から準備しておくべきこと」(協賛・ランドマーク税理士法人)を開催し、アベノミクスと税制改革、相続税改正の主なポイントと対策などを専門家に解説してもらった。

基調講演

税制改革と日本経済



慶応義塾大学教授 グローバルセキュリティ研究所所長 竹中 平蔵氏

まず世界が日本の現状をどう見ているか、1月末のダボス会議の議論から紹介しよう。

私は次の3点が印象に残りました。1つは、昨年に比べ全体の論調がはるかに明るくなったこと。世界経済を注意深く見守る必要はあるが、楽観しているという人が多かった。2つ目は、アベノミクスへの評価が極めて高かったこと。本格的な政策を強力に遂行する政権が誕生して日本が

日本経済の景色変えよ

変わりはじめた、世界のリーダーたちが絶賛しました。3つ目は、最近の日本の関係強化への関心が非常に高まったこと。背景には日本外交の継続性への不安や両国の世界経済への影響力が高まり、グローバルな問題として考える必要性を実感しました。

世界からも期待が寄せられるアベノミクスですが、デフレ克服のための積極的な金融緩和策(いわゆる「矢」)は既に順調に飛び始めています。第1の矢の機動的な財政政策には、需給ギャップを埋めるための短期的な財政拡大と、税制改革を含む中期的な

財政再建の2つがあります。前者の矢は放たれましたが、後者はまだその姿が見えません。痛みを伴う問題ですが、早く明らかにしな方が国民や市場の信頼を得られると思います。第3の矢は成長戦略です。産業競争力会議のメンバーとして私も議論に参加し

ていますが、基本は規制緩和や法人税軽減で企業が活動しやすい環境を整えることです。当然のことながら日本経済の景色を変えることがその1つとして提案したのがアベノミクスです。当初の特区は地方が手を挙げ国が承認する仕組みでしたが、総理主導にし、全権を与えられた

統合本部が決める方法に変えます。もう1つは官業の民間開放です。海外では空港や上下水道などの運営権を民間に売却し、民間の創意を生かす経営を導入して成果を上げています。運営権の売却収入は財政を助け、民間にチャンスを与えることでサービスの向

トークセッション 相続税に困らないために準備しておくこと

目黒 税制改正で相続税はどのような点が変わりますか。

清田 一番大きいのは2015年以降、基礎控除が40%削減されることです。ご主人が亡くなり配偶者と子供2人が相続人の場合、現行の基礎控除額8000万円が4800万円に減ります。これにより課税価格5000万円の財産がある人は現行ゼロの相続税が10万円、1億円ある人は同100万円が315万円へと3倍以上になります。



ランドマーク税理士法人代表税理士 清田 幸弘氏

どの特例も、条件が緩和されました。評価額が8割減額される居住用宅地面積が現行の240平方メートルから330平方メートルに拡大します。商店主農家のように居住用と事業用を併用する宅地では最大730

平方メートルまで適用されることとなります。二世帯住宅の要件は14年から先行して緩和されます。現行では親子の居住スペースが完全に仕切られ生計も別々の同居とみられませんが、建物の構造に関係なく特例の対象

清田 現在全国で4.1%の人が申告していますが、6%程度に増えます。首都圏のように地価が高い都市部では倍増する可能性があります。目黒 ではどのような対策を準備すればいいのでしょうか。

「丸の内相続プラザ」開設 相続のプロ、心強い味方に

目黒氏

清田 相続税の申告が必要なのが増えますね。

目黒 相続税の申告が必要なのが増えますね。

清田 相続税の申告が必要なのが増えますね。

目黒 相続税の申告が必要なのが増えますね。



フリーアナウンサー ファイナンシャルプランナー 目黒 陽子氏

目黒 相続税の申告が必要なのが増えますね。

目黒 相続税の申告が必要なのが増えますね。



ランドマーク税理士法人 Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

広告

企画・制作=日本経済新聞社 クロスメディア営業局

東京駅前に、『相続のこと』を無料で相談できる

丸の内相続プラザ

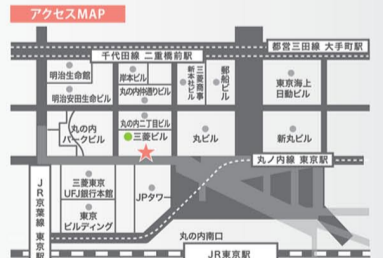
5月23日(木) OPEN

相続問題は資産家だけの問題ではありません。

税制改正によって、2015年から相続税は大幅な増税になります。これまで相続税というと、資産家しか関係ないというイメージでしたが、これからは、首都圏にお住いのサラリーマンの方や、一般のご家庭にもその負担が重くのしかかることとなります。そこで、相続相談実績が6,000件を超えるランドマーク税理士法人は、相続に関する悩みをどこに相談して良いかわからない、誰に相談すればよいのかわからないという方のお悩みに対応すべく、相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を開設します。東京駅が見える専門のブースで相談ができます。

丸の内相続プラザ 3つの特徴

- 利便性の高い 東京駅前の相談室!
- 豊富な経験と実績で お悩みを解消します
- 相談に関する 役立つ情報を発信



東京駅(JR・東京メトロ丸の内線)10番出口直結 徒歩3分
二重橋前駅(千代田線)4番出口 徒歩2分
大手町駅(都営三田線)D1出口 徒歩4分

サービス内容

- ・相続の無料個別相談(完全予約制)
- ・簡易シミュレーション
- ・相続セミナーおよび勉強会(※一部有料)
- ・相続の最新情報の閲覧(メディア記事、書籍、メルマガ等)

お電話でお申込の場合

0120-48-7271 (受付時間) 9:00~19:00

インターネットでお申込の場合

ランドマーク税理士法人 http://www.zeirisi.co.jp/

相続税対策のプロフェッショナル ランドマーク税理士法人グループ

税理士法人番号1606/東京地方税理士会

そろそろ 相続のこと 考えないとな...

